



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 5 月 19 日(月)

最近は大丈夫なの？

参加率 50%未満の社員旅行

貴方の会社では「社員旅行」してますか？

企業が行う社内イベントの在り方も随分と様変わりしました。サーバーワークス社（東京都新宿区）が令和 6 年に行った調査によると、現在、社員旅行を実施している会社は全体の約 3 割。社員旅行に対するイメージも「昔ながらの企業がやるもので、時代遅れ」という回答が 1/4 を占めたそうです。「若い人は参加してくれないかな…」と淋しく感じている経営者の方も多いのではないのでしょうか。

税務では「社員旅行」の通達があります

税務の世界では、従業員のレクリエーション費用を会社が負担する場合、それが社会通念上一般に行われるものと認められるのか、全従業員に参加の機会が均等に与えられているのか等がポイントとなります。

社員旅行の場合、次のようなものは、従業員のレクリエーションの旅行とは認められません。旅行費用を給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- ・役員だけで行う旅行
- ・取引先に対する接待等のための旅行
- ・実質的に私的旅行と認められる旅行
- ・金銭との選択が可能な旅行

一方で、次の①～③のすべてを満たす場

合には、その旅行の費用を参加者の給与として取り扱わず、所得税を課さなくてもよいとされています。

- ①旅行の期間が 4 泊 5 日以内であること
- ②参加者が全体の 50%以上であること
- ③自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給しないこと

参加率 38%の社員旅行でも認められる？

「参加率 50%以上」と聞くと尻込みしますが、最近、国税庁のタックスアンサー「従業員の参加割合が 50%未満である従業員レクリエーション旅行」が掲載されました。

〈タックスアンサーで示された事例〉

- ・会社の福利厚生規程に基づき、全従業員を対象に参加者を募集した会社主催の社員親睦旅行（3 泊 4 日）
- ・旅行費用は 15 万円（使用者負担 7 万円、従業員負担 8 万円）
- ・従業員の都合等により参加割合 38%

今の時代では、柔軟な運用が求められているのでしょう。これぐらいの内容ならば、「少額不追求」の趣旨を尊重し、参加率が 50%未満でも給与課税しなくても構わないというのが国税庁の考えのようです。



工場や支店で行う旅行は、職場ごとで参加率を考えてOKです。